

判決年月日	平成25年3月13日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年（行ケ）10059号		
○原告を本件発明1～6の共同発明者と認定することはできないとして、特許法38条（共同出願）の規定に違反したものとして本件特許を無効とすることはできないとした審決の判断を維持した事案			

（関連条文）特許法38条，123条1項2号

本判決は，要旨次のとおり判示して，原告を本件発明1～6の共同発明者と認めなかった審決の判断に誤りはないとした。

1 特許法38条は，特許を受ける権利が共有に係ることが前提となっているから，特許が同条の規定に違反してされたことを理由として特許無効審判を請求する場合は，審判請求人が「特許を受ける権利が共有に係ること」について主張立証責任を負担すると解するのが相当である。これに対し，特許権者が「特許を受ける権利が共有に係るものでないこと」について主張立証責任を負担するとすれば，特許権者に対して，他に共有者が存在しないという消極的事実の立証を強いることになり，不合理である。特許法38条違反を理由として請求された無効審判の審決取消訴訟における主張立証責任の分配についても，上記と同様に解するのが相当であり，審判請求人が「特許を受ける権利が共有に係ること」，すなわち，自らが共同発明者であることについて主張立証責任を負担すると解すべきである。

2 原告は，本件発明1～3の特徴的部分の完成に原告が関与したことを基礎付ける事実として，被告と話をしながら着想を得たことを主張し，原告本人尋問における原告の供述はこれに沿う。しかし，原告の供述は，重要な点において，それ以前に作成された原告の陳述書の記載内容から変遷しており，一貫しないものであり，容易く信用することはできない。また，仮に，原告の供述どおりの関与があったとしても，その関与の程度は，単なる思いつきのレベルを超えるものではなく，これをもって，本件発明1～3の特徴的部分の完成に原告が現実に関与したものと認めることはできない。

また，原告は，本件発明4～6の特徴的部分の完成に原告が関与したことを基礎付ける事実として，製品の企画研究開発を行っていたと主張するが，その内容は，発明完成後の，発明に係る製品の具体的仕様の決定行為にすぎず，これをもって，本件発明4～6の特徴的部分の完成に原告が現実に関与したものと認めることはできない。

よって，本件発明1～6について原告を共同発明者と認めることはできない。